

鳥取大学大学院医学系研究科ティーチング・アシスタント実施要項

平成5年3月4日
鳥取大学大学院医学系研究科委員会承認

(趣旨)

第1 この要項は、鳥取大学スチューデント・アシスタント及びティーチング・アシスタント取扱要項（平成17年3月31日学長裁定）に基づき、鳥取大学大学院医学系研究科（以下「本研究科」という。）における、ティーチング・アシスタントの実施等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 ティーチング・アシスタントは、本研究科の優秀な学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、これに対する手当支給により、大学院学生の処遇の改善に資するとともに、大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会提供を図ることを目的とする。

(職務内容)

第3 ティーチング・アシスタントは、担当教員の指示を受けて医学部学生、大学院医学系研究科博士前期課程又は修士課程の学生に対し実験、実習、演習等の学習指導補助業務にあたる。

2 博士課程に在籍するティーチング・アシスタントは、前項に定めるもののほかチュートリアル教育の学習指導補助業務にもあたるものとする。

3 担当教員は、ティーチング・アシスタントの採用にあたり、シラバスに記載された当該科目の授業内容等のどの部分を補助業務として担当させるかについて、ティーチング・アシスタントに明示するものとする。

(選考基準等)

第4 ティーチング・アシスタントの選考は、次の基準により本研究科大学院委員会において行うものとする。

- ① 各講座・部門から推薦された者
- ② 成績が優秀な者
- ③ 将来指導者の資質があるものと期待される者
- ④ 研究内容・研究テーマ等を参考とする。
- ⑤ 日本学術振興会特別研究員（DC）は対象外とする。
- ⑥ 大学院設置基準第14条の適用者及び派遣学生許可予定の者は、その期間は対象外とする。

(身分及び勤務時間)

第5 ティーチング・アシスタントは、常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内で勤務する有期契約職員とし、1人当たりの雇用時間は1日につき7時間45分以内（原則として時間又は30分単位とする。）、1週間につき30時間以内を標準に当該学生の研究指導、授業等に支障を生じないように配慮するものとする。

(給与)

第6 ティーチング・アシスタントの給与は予算の範囲内で、鳥取大学有期契約職員給与規程（平成19年鳥取大学規則第32号）による。ただし、手当は時間給のみとし、他の給与は支給しない。

附 則

この要項は、平成5年3月4日から施行する。

附 則

この要項は、平成6年4月1日から施行する。

附 記

この要項は、平成15年6月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成18年3月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成18年9月26日から実施し、平成18年4月1日から適用する。

附 記

この要項は、令和7年4月1日から実施する。

鳥取大学大学院医学系研究科ティーチング・アシスタント経費の要求基準

平成19年3月27日医学系研究科大学院委員会承認
令和元年12月24日一部改訂

医学系研究科大学院委員会承認
令和7年 2月18日一部改訂
医学系研究科大学院委員会承認

1. 鳥取大学大学院医学系研究科のティーチング・アシスタント実施要項に基づき、ティーチングアシスタント経費を要求するものとする。
2.
 - (1) 医科学専攻以外の場合は、各部門における要求時間の上限は、博士前期課程は合計600時間、博士(博士後期)課程は合計900時間とする。
ただし、1人当たりの要求時間は300時間を上限とし、部門内の人数制限は設けないこととする。
なお、保健学専攻、臨床心理学専攻の場合は、教授数×1.5人以内とし、1人当たりの要求時間は300時間を上限とする。
 - (2) 医科学専攻の場合、1人当たりの要求時間は300時間を上限とする。
3. 経費の要求時間等については、1日につき7時間45分以内（原則として時間又は30分単位とする。）、1週間につき30時間以内とする。